平成２３年（フ）第２４７８号
名古屋市中区千代田３丁目22番25号　ライオンズマンション上前津第２　704号
債務者　重松　明子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８８６号
名古屋市中村区城屋敷町１丁目13番地の１　ラ・ヴィレット城屋敷105号
債務者　荒井　浩美
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９２５号
名古屋市守山区今尻町1205番地
債務者　山下ゆかり（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８２号
大分県別府市幸町６番11号　第三エーデル302号
債務者　村上　　要
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９８号
広島県福山市新涯町１丁目34番15号
債務者　湯村　浩子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１０９号
広島県福山市金江町金見3672番地
債務者　佐藤美代子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１１７号
広島県福山市幕山台３丁目１番９号
債務者　佐藤　　直
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１０７号
富山市豊城町10番８号
債務者　スリムアイランド富山こと　堀田奈留美
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで　富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２１号
富山市黒瀬北町２丁目13番地12　プレジデント高陽403号
債務者　大井　信子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで　富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２２号
富山市黒瀬北町２丁目13番地12　プレジデント高陽403号
債務者　大井信一朗
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで　富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６号
山口県下関市幡生町２丁目26番15号
債務者　植田菜津美（旧姓杉村）
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
宮城県気仙沼市上田中２丁目９番地　反松公園住宅14―５、住民票上の住所宮城県気仙沼市幸町３丁目３番２号
債務者　中澤　和也
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第９１号
広島県福山市鞆町鞆136番地88
債務者　大浜　慶彦
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第６６号
山口県宇部市五十目山町４番25号
債務者　松永　陽子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１５９号
青森市大字浜田字豊田381番地　ハイツ寿２号
債務者　春里　康子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
熊本市中央区帯山８丁目６番41―301号
債務者　川本　圭亮（旧氏名川本恵こと**鄭**恵）
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係